

(目 的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本数学会（以下「本学会」という。）の理事・委員会委員等が、会務または本学会の活動のために移動する旅費に関する基本的な事項を定め、もって本学会の活動の円滑な実施及び旅費の適正な支出を図ることを目的とする。

(旅費の支給範囲)

第2条 旅費支給範囲は、以下に定めるところによる。

- I. 理事会
- II. 委員会
- III. その他の理事長が認める活動

(旅費の計算)

第3条 旅費は、原則として所属する機関の住所を基点とし最も経済的かつ最短順路により計算する。ただし、業務の都合、または、天災・地震・交通事故、その他やむを得ない理由により順路により難いときは、この限りではない。

2 航空機を利用する場合の規則は別に定める。

(旅費の基準)

第4条 旅費は、実費を支給する。

(旅費の仮払い)

第5条 旅費は、出発前に予算金額以内で仮払いを受けることができる。

(国内出張旅費)

第6条 国内出張旅費は、鉄道賃・船賃・航空賃等の交通費、宿泊料及び日当をいい、別表1に定める旅費を支給する。

2 委員会・会議等の開始時間や終了時間の事情により、または、天災・地震・事故、その他のやむを得ない事情により宿泊しなければならない場合には、当該委員会・会議等の責任者の判断により、別表1に定める宿泊料を支払うことができる。ただし、やむを得ない事情により上限額を超過する場合は、理事長が適当と認められた額を支払うことができる。

3 委員会・会議等の責任者の判断により日当を支給できる。

(外国出張旅費)

第7条 外国出張旅費は、航空賃等の交通費、宿泊料及び日当をいい、別表2に定める旅費を支給する。

2 やむを得ない事情により、宿泊料上限額を超過する場合は、理事長が適当と認められた額を支払うことができる。

3 理事長の判断により日当を支給できる。

(招へい旅費)

第8条 海外からの招へい者に対する旅費は、次の各号により支給する。

(1) 交通費の支給は第6条を準用する。

(2) 宿泊料及び日当は、別表3に定める額を支給する。ただし、やむを得ない事情により上限額を超過する場合は、理事長が適当と認められた額を支払うことができる。

(協議処理)

第9条 特別な場合で、本規程により処理できないときは、その都度、理事長と事務長が協議して決定する。

(改正)

第10条 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

(1) 本規程は、平成21年1月18日より施行する。

(別表1)

1. 交通費： 実費（但し、千円未満切上）  
（\*航空機を利用する場合は、航空運賃実費+空港までの交通費。  
ただし、空港までの交通費は2,000円以下の場合は、2,000円とする。）
2. 宿泊料： 実費（原則として13,100円を超えない額とする。）
3. 日当： 2,000円

(別表2)

1. 交通費： 国内出張旅費（別表1）を準用する。
2. 宿泊料： 実費（原則として23,000円を超えない額とする。）
3. 日当： 6,000円

(別表3)

宿泊料及び日当： 宿泊料は実費とし、原則として18,000円を超えない額とする。